

年金分野におけるマイナンバーの取扱等に関する Q&A

これまで基礎年金番号を記載して届け出していた年金関係の一定の届書（※）は、平成30年3月5日から様式が変更となり、マイナンバーによる届出・申請が可能となっています。

※一定の届書（様式変更及びマイナンバー記載可能）・・・

- ① 被保険者資格取得届・70歳以上被用者該当届
- ② 被保険者資格喪失届・70歳以上被用者不該当届
- ③ 被扶養者（異動）届・第3号被保険者関係届
（以下④～⑥は70歳以上被用者の場合のみマイナンバー記載可能）
- ④ 被保険者報酬月額算定基礎届・70歳以上被用者算定基礎届
- ⑤ 被保険者賞与支払届・70歳以上被用者賞与支払届
- ⑥ 被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届

また、住所変更届および氏名変更届については「基礎年金番号とマイナンバーが紐付いている被保険者」は届出の省略が可能とされています。これらの年金分野におけるマイナンバー取扱について、4月13日に厚生労働省から Q&A が公開されました。

（以下、Q&A から主な内容を一部加工して抜粋）

（問）住所変更届・氏名変更の省略は、資格取得時に個人番号を届出た被保険者のみに適用されるのでしょうか？基礎年金番号のみで届出たものについては、適用されないのでしょうか？

（答）基礎年金番号とマイナンバーが紐付いている被保険者について、住所や氏名の変更届の省略が可能となります。したがって、必ずしも、資格取得時にマイナンバーを届出た被保険者のみに対して適用されるものではありません。

（問）被保険者や、第3号被保険者である配偶者は、個人番号記載により氏名変更届等が省略となるのに対して、それ以外の配偶者や、子や親、障害者である被扶養者については、マイナンバーを記載していても、氏名変更届等が省略とならないのは何故でしょうか？

（答）日本年金機構では、基礎年金番号とマイナンバーを紐付けることによって、マイナンバーに基づく届出省略を実施しています。健康保険の被扶養者や70歳以上の健康保険のみの被保険者等については、基礎年金番号による管理を行っていないため、届出省略の対象外となっています。（後略）

（問）居所（住民票の住所と異なるところ）の登録について、届出は電子申請可能でしょうか。また、居所登録を取り消す方法はどのようなものでしょうか？

（答）居所の登録のための届出は、住所変更届の様式を用いて紙媒体にて行っていただくこととしています。（後略）

労働保険・社会保険の手続、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください！